

日比谷しまね館ご縁広場活用の手引き

しまねブランド推進課
島根県東京事務所

この手引きは、日比谷しまね館ご縁広場（以下「ご縁広場」という。）を利用しイベント等を開催・運営するにあたり必要な事項を記載していますので、申し込み前に必ずご確認ください。

1. 利用できる場所・面積及び設備

場所：別紙平面図のとおり

面積：約45㎡

設備：プロジェクター設備一式

展示台兼用可動式椅子 24脚（予備有り）

2. イベントの準備・撤収について

ご縁広場の準備・撤収については、以下の項目に従い行ってください。

(1) イベントで使用する機材、備品、物品等の搬入・搬出

日比谷シャンテ営業規則に基づき以下の事項を順守してください。

（会社＝東宝）

日比谷シャンテ営業規則（抜粋）

（商品等の搬入搬出）

第12条 商品その他物品の搬入搬出は次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 搬入搬出口は地下3階荷捌場のみとし、人荷用エレベーターを使用するものとし、客用またはその他の玄関口等よりの荷物の搬入搬出は禁止する。なお、エレベーターの寸法は以下のとおりとする。

No.	扉巾 (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)
12	900	2,100	1,000

- (2) 重量物、長大物の搬入搬出は事前に会社へ届出書を提出し、運搬方法、搬入搬出口、時間、経路について会社の指示に従うものとする。
- (3) 会社は、必要に応じ搬入搬出の時間及び車両台数を制限し、または別に荷捌き場、経路を変更することがある。

なお、駐車場に入ることの出来る車両の大きさは以下のとおりとする。

車巾 (mm)	長さ (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)
2,000	5,600	2,500	3,000

(荷捌き場及び台車の利用)

第 13 条 荷捌き場（地下 3 階駐車場内）の用途は、次の各号による。

- (1) 商品の仕入れ、発送に必要なもの
- (2) 内装変更等店舗内の工事に必要なもの。

なお、作業員の車両は駐車できない。

2. 荷捌き場及び台車の利用については次の各号による。

- (1) 荷捌き場での車両の出入り及び駐車等については、会社の指示に従うものとする。
- (2) 荷捌き場は常に清潔、整頓に留意し、滞貨しないようにすること。
- (3) 台車の仕様に際しては、器物、施設等を損傷しないよう、また顧客の迷惑にならないよう充分注意すること。

3. 荷捌き場の出入りは以下の時間内に限る。

平 日：午前 7：00～午後 10：00

土 曜 日：午前 7：00～正午 12：00

日曜・祝日：午前 8：00～正午 12：00

(以下略)

ただし、上記営業規則にかかわらず、ご縁広場の利用にあたっては、原則として、日比谷シャンテ営業時間（11:00～20:00）外で行ってください。やむを得ず営業時間内に行う場合は、来館者や物販の妨げにならないよう、スタッフの指示に従ってください。

★食材等の受け取りについて

試飲・試食で提供する食材で冷蔵又は冷凍により保存が必要な食材を前日までに搬入・受け取りが必要な場合は、必ず事前に申し出てください。

冷蔵冷凍機器の空き状況によっては、時間や量の調整をお願いすることもありますのでご承知ください。

(2) 会場設営及び備品の使用

会場の設営や準備は、原則として営業時間外で行ってください。

しまね館が貸し出す備品類以外の備品や、試食・試飲に必要な什器類は、利用者の責任において用意してください。

また、レンタル等による備品等の搬入搬出がある場合は、上記 (1) に従ってください。

なお、貸し出した備品類が故障及び破損した場合には、利用者で弁償していただきます。

- (3) ご縁広場と併せてご縁ステージ（イベント用キッチン）を使用する場合
ご縁ステージの申込は、別に定めるご縁ステージ利用要綱の規程に基づき申請してください。

★ご縁広場の申込時に、ご縁ステージの使用も併せて申し込みをしてください。

申し込みが無い場合は、他の販売イベント等の予約が入り、使用できないこともあるのでご注意ください。

試食・試飲用の飲食品を提供するにあたり、簡易な調理（切る、温める、盛り付ける）を、ご縁ステージを使用して行う場合、食中毒防止の観点から、本手引き4.のことにご注意ください。

なお、イベント参加者が調理行為等を行うことはできません。

(4) 会場の撤収

利用者は、ご縁広場（ご縁ステージ）の清掃を行ったうえで、しまね館スタッフの指示に沿って既設の設備・機器・用品を所定の状態に復帰してください。しまね館スタッフより個別の指示がある場合は、それに従ってください。

イベントで発生したゴミの処理については、主催者の責任において処理いただきます。

3. ご縁広場における県産品販売について

次の（1）に掲げる許可範囲内お商品を販売することができます。

(1) 営業許可一覧

- ①酒類販売業
- ②飲食店営業
- ③菓子製造業
- ④乳類販売業（専ら陳列ケースにより販売する営業に限る）
- ⑤食肉販売業（容器包装に入れられた食品を仕入れた状態のまま販売する営業に限る）
- ⑥魚介類販売業（容器包装に入れられた食品を仕入れた状態のまま販売する営業に限る）
- ⑦アイスクリーム類製造業
- ⑧食料品等販売業

(2) 県産品販売の目的

県産品販売は利益追求を一義的な目的とせず、首都圏販路開拓のためのテストマーケティング、産品・産地情報の発信、地域や県産品のファンづくりなどを主な目的に行うことを原則とします。

(3) 販売できる県産品

次の項目全てを満たす商品であること

① 島根県産品

島根県産品とは、次のア～エのいずれかを満たすもの。

ア. 県内で生産又は採取された産品

イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

なお、食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの

②その他、日比谷しまね館館長（以下、館長という。）が認めるもの。

(4) 県産品販売の事前手続き

イベント実施日の2か月前までに、出展申込書をしまね館に提出していただきます。

館長は、物販受託事業者と協議の上、イベント実施日の2週間前までに販売できる商品について承認します。

(5) 商品の搬入

イベント当日または前日の営業時間外（午前9時～11時、午後8時～10時）に搬入してください。

また、冷蔵や冷凍での保存が必要な生鮮野菜、果物等の産品は、原則として当日に搬入してください。ただし、館長が認める場合に限り、前日に搬入できる場合がありますので、あらかじめご相談ください。（上記2（1）★と同様の扱いとなります。）

(6) 会計処理

県産品販売に伴う金銭の授受や会計処理等については、日比谷シャンテ営業規則に基づき、日比谷しまね館が行うこととします（テナントで一括処理を行う必要があります。また、消費者保護の会計処理の明確化の観点に従って、物品の収受、検品、商品表紙の確認、値付けレジ処理などを行う必要があることから、物販受託事業者が代行します）。

については、利用者は、利用要項に定める「日比谷しまね館出展申込書」（以下「出展申込書」という。）提出時に、出品商品に関する情報を必ず記載してください。

（販売する物品の特性等によりこれに依りがたい場合には、あらかじめご相談ください。）

(7) 利用料（販売手数料）

利用料は出展申込書に基づくものとします。

(8) 利用料の精算

利用者は、物販受託事業者から提出される売上集計を確認し、売上集計の内容に沿った請求書をイベント実施日の翌月10日までに物販受託事業者に送付してください。

物販受託事業者はイベント実施日の翌月末までに、売上金額から手数料を控除した代金を振り込むことで精算完了とさせていただきます。

4. ご縁広場 における料理や飲み物の振る舞い及び提供について

ご縁広場では、有償での飲食を伴う提供はできません。振る舞い（試食）のみ可能です。有償を伴う提供はご縁ステージの利用となります。利用者次の記載の条件に従って提供してください。

(1) 衛生管理

食品衛生管理者の指示に従い、利用者の責任において提供作業を行っていただきます。食品の衛生管理については、十分にご注意ください。

なお、当該イベントに起因する食中毒に対しての補償は、利用者の責任において行ってください（誓約書）。

利用者は、食器等を利用する前に必ず汚れやほこり等が無い、状態を確認することとし、常時、椅子、床等の清掃を保ってください。

なお、食器等は、原則、使い捨てのものを使用することとし、利用者で準備及び廃棄を行ってください。

(2) 他テナントへの配慮

共用部における客の呼び込みはできません。他テナントの営業に影響があるような大声での呼び込みもご遠慮ください。